# 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】近畿財務局長【提出日】2023年5月31日

【会社名】中本パックス株式会社【英訳名】NAKAMOTO PACKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長河田 淳【本店の所在の場所】大阪市天王寺区空堀町2番8号

【電話番号】 06-6762-0431 (代表)

【事務連絡者氏名】取締役管理本部長羽渕 英彦【最寄りの連絡場所】大阪市天王寺区空堀町2番8号

【電話番号】 06-6762-0431 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 羽渕 英彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1【提出理由】

2023年5月30日開催の当社第35回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2023年5月30日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1.期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金31円

総額253,339,843円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年 5 月31日

2.その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査 役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規 定の新設等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、中本髙志、河田淳、木戸弘、羽渕英彦、吉田剛治、栗山浩幸の6名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、白井操、南信男、芦田一志の3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、寺尾一弘を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額450百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内とするものであります。

# (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

に当成八成の加入			ı	ı	I
決議事項	賛成(個)	反対(個)	   棄権(個) 	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	57,497	225	-	(注)1	可決 99.61
第2号議案 定款一部変更の件	57,410	312	-	(注)2	可決 99.46
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)6名選任の件					
中本 髙志	57,201	521	-	(注)3	可決 99.10
河田 淳	57,283	439	-	(注)3	可決 99.24
木戸 弘	57,264	458	-	(注)3	可決 99.21
羽渕 英彦	57,295	427	-	(注)3	可決 99.26
吉田 剛治	57,292	430	-	(注)3	可決 99.26
栗山 浩幸	57,278	444	-	(注)3	可決 99.23
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の 件					
白井 操	57,159	563	-	(注)3	可決 99.02
南信男	57,215	507	-	(注)3	可決 99.12
芦田 一志	57,281	441		(注)3	可決 99.24
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件					
寺尾 一弘	57,310	412	-	(注)3	可決 99.29
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の報酬額設定の件	57,168	489	65	(注)1	可決 99.04
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設 定の件	57,162	495	65	(注)1	可決 99.03

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

#### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上